

図1 包装基準を適用する商品の範囲

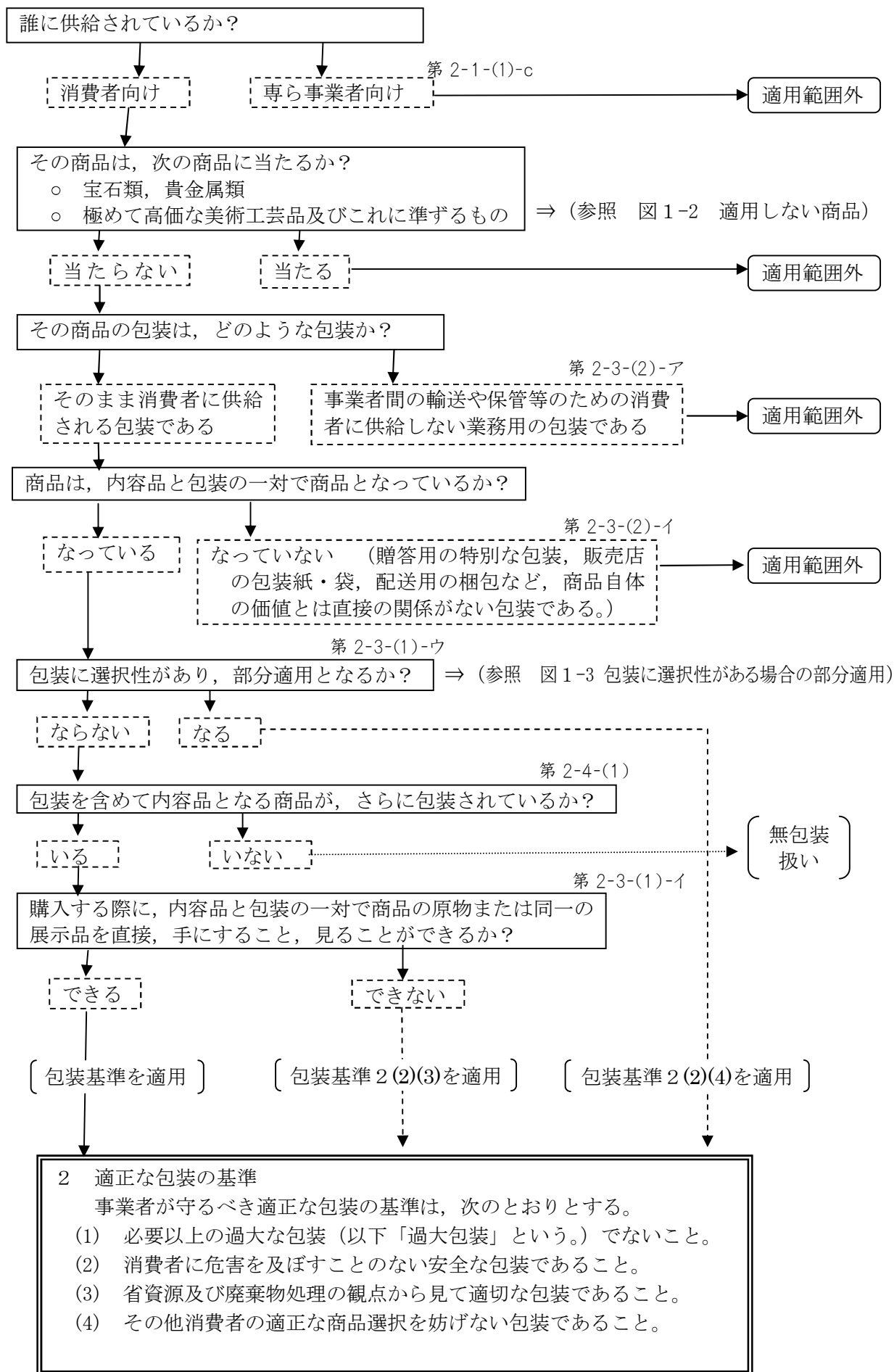
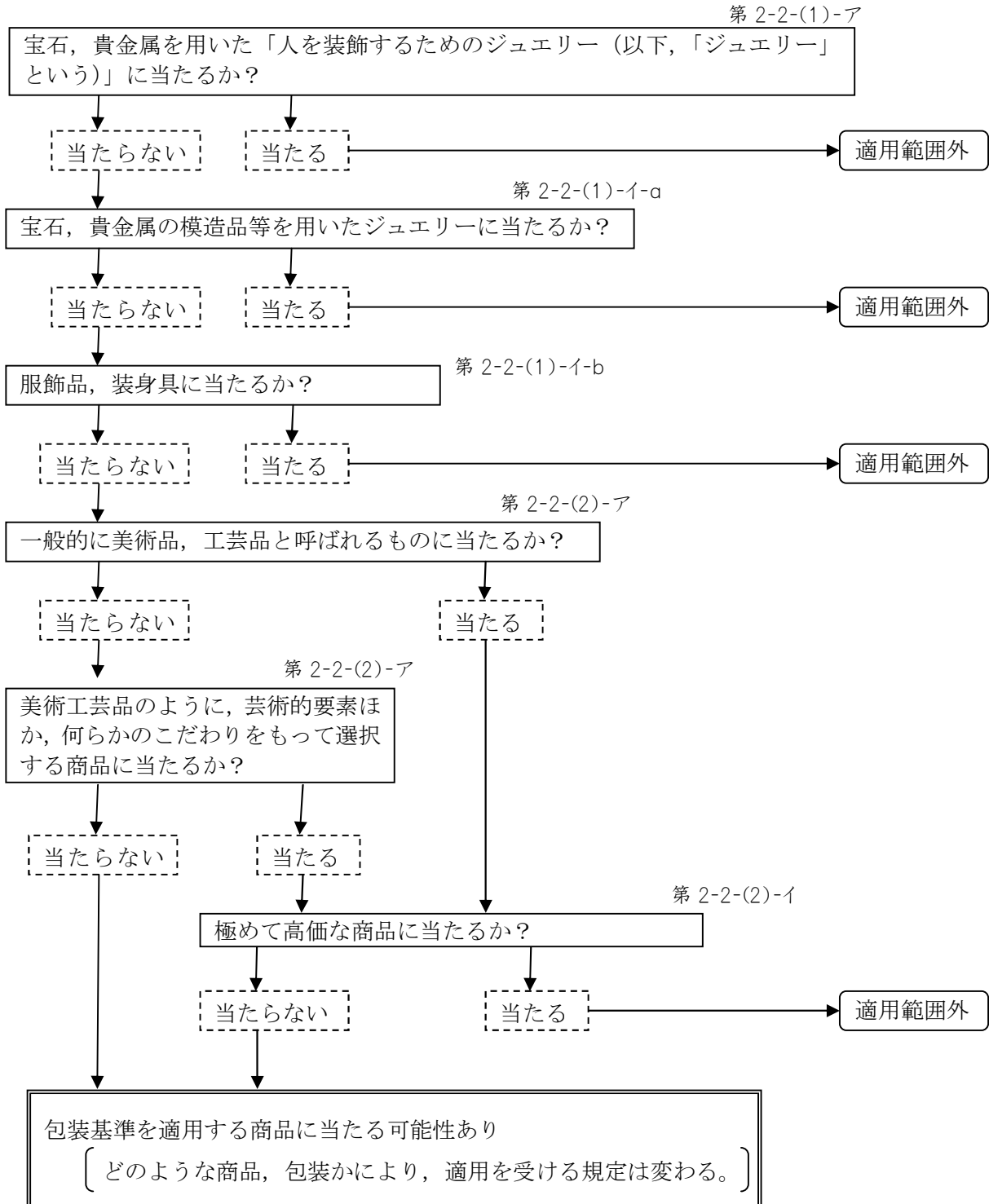


図1-2 適用しない商品

図1 その商品は、次の商品に当たるか？

- 宝石類，貴金属類
- 極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるもの



### 図1-3 包装に選択性がある場合の部分適用

図1 包装に選択性があり，部分適用となるか？

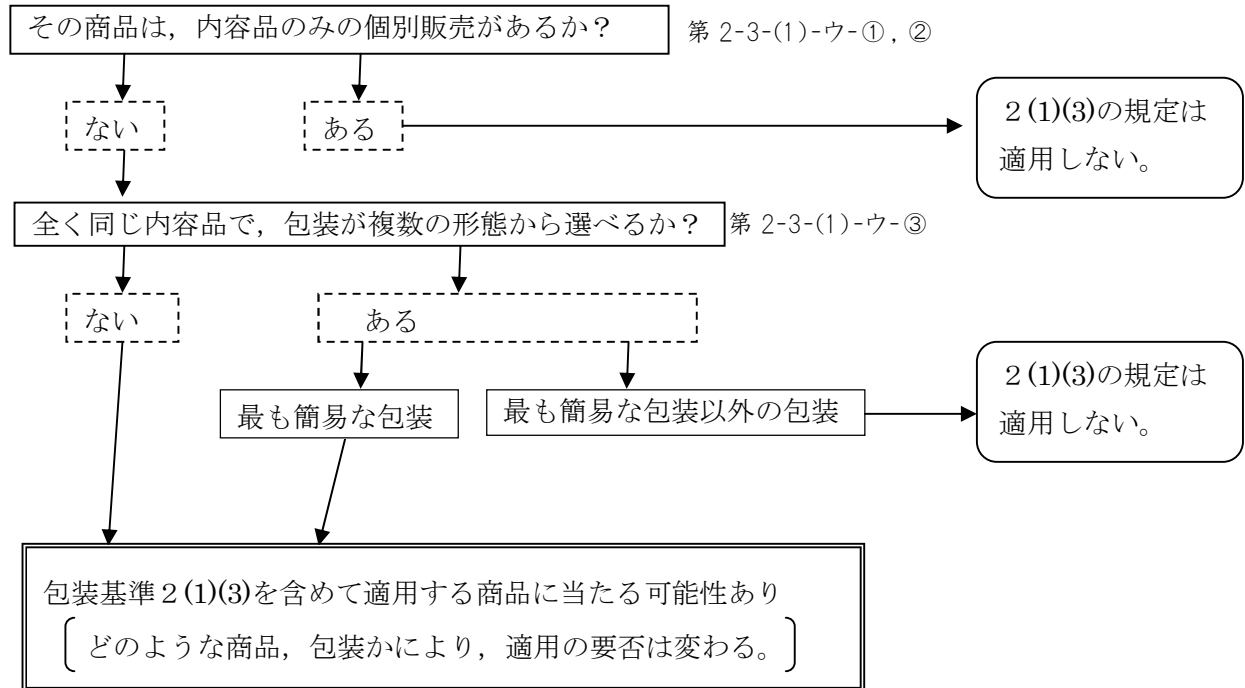
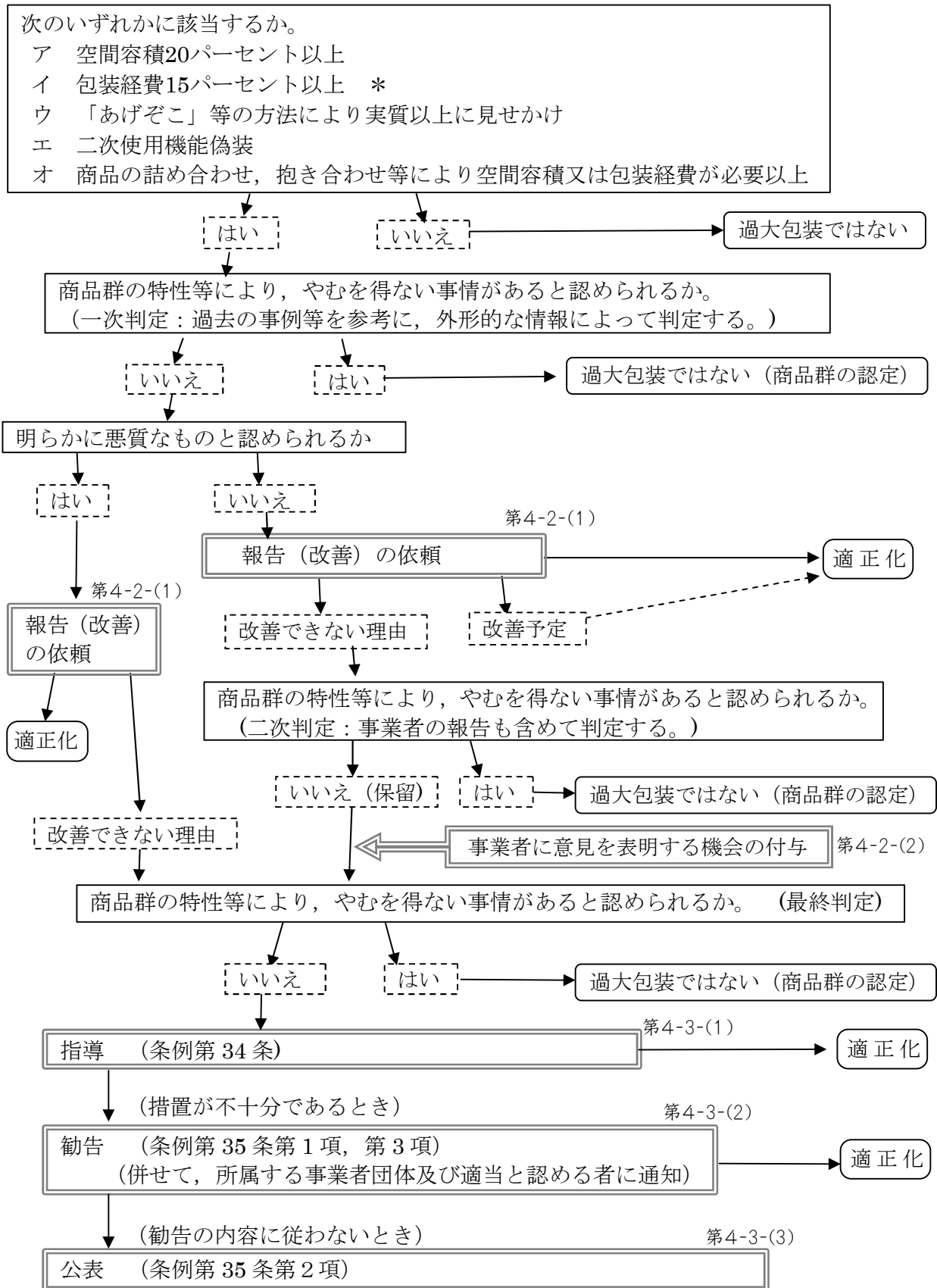


図2 過大包装の判定、是正指導の流れ



\* 包装経費については、外形的な情報ではないため、疑義があるものでなければ、包装経費15パーセント以上には当たらないものとする。ただし、二次使用を目的とした包装以外で、疑義があるものについては、二次判定に委ねる。

## 別表 ただし書き適用の例示

商品群の区分（関係項目／適用の条件）	商品例
<p>1 二次使用目的の包装と認められる商品</p> <p>（イ／適用の条件） 二次使用機能を有するために必要な包装経費と認められる場合</p>	菓子が入った小物入れ など
<p>2 品質保持のため、特に輸送時の振動や衝撃を防ぐ配慮が必要な商品</p> <p>（ア／適用の条件） (1) 内容品体積の算出時に易損品扱いとする商品より、さらに配慮が必要であると認められること (2) 使用する緩衝材は必要な程度を超えていないと認められること</p>	精密機器、特に形状が崩れやすい菓子 など
<p>3 大小異形等の内容品の詰め合わせ又は抱き合わせをした商品</p> <p>（ア／適用の条件） (1) 空間を削減するために、内容品の配置の工夫が十分されていること (2) 現状以上に空間を削減するためには、内容品の識別を妨げると認められること</p>	食品等のセット、乳幼児用の食器セット など
<p>4 内容品が小さく、表示のために包装の大きさが必要な商品</p> <p>（ア／適用の条件） (1) 法令等で定められた事項や商品内容を適切に伝達するうえで必要と認められる事項の表示のために包装の大きさがやむを得ない程度であること (2) 1箱が1回分であり、内容量の多少が商品の価値を左右しないものであること (3) (2)に当たらない場合は、内容量の誤認を与えない工夫が十分されていること</p>	栄養ドリンクほか医薬品・医薬部外品、化粧品 など
<p>5 ピンホールが危惧される最小単位の包装を内容品とする場合に、封入作業等のために包装の大きさが必要な商品</p> <p>（ア／適用の条件） (1) 内容量の誤認を与えない工夫が十分されていること (2) 封入作業その他の必要な状況が説明されていること (3) (2)において、類似商品については、製造事業者の姉妹商品であれば確認の省略は差し支えないが、異なる製造事業者など条件が異なる場合は、個別に確認が必要であること</p>	削り節や佃煮等の食品の真空パック、小口包装が複数箱詰めされた菓子・インスタント飲料 など

商品群の区分（関係項目／適用の条件）	商品例
<p>6 異なる商品間で包装を共用している商品</p> <p>（ア，オ／適用の条件）</p> <p>(1) 共用しているいずれかの商品が，その商品単体で包装基準に適合していると認められること</p> <p>(2) その他の商品において，内容量の誤認を与えない工夫が十分されていること</p>	<p>観賞用の造花シリーズで，同じ箱に異種大小の造花を内容品とする場合など</p>
<p>7 透明な包装で，内容品が視認できる商品</p> <p>（ア，オ／適用の条件）</p> <p>(1) 内容品が容易に識別できること</p> <p>(2) 視覚的に許容される程度の空間容積であること</p>	<p>乳幼児食器セットなど</p>
<p>8 商品全体が小さな贈答品の包装</p> <p>（ア，オ／適用の条件）</p> <p>(1) 商品の種類は，特殊なものでないこと</p> <p>(2) 内容品と包装の大きさの関係においても，特殊なものでないこと</p> <p>(3) 内容量の誤認を与えない工夫が十分されていること</p> <p>(4) (3)を数量の表示で行う場合は，通常，流通している一般的な包装単位を用いること（例：お茶 100 g など）</p>	<p>銘茶 100 g 2 パック詰め合わせ など</p>
<p>9 包装の形態等に商品と同様の価値を認めて購入されることが一般的に容認されている商品</p> <p>（ア，オ／適用の条件）</p> <p>(1) 内容量の誤認を与えない工夫が十分されていること</p> <p>(2) いくつかの種類のうちの一つが入っている商品では，その点も明示すること</p>	<p>包装箱のイラストが特徴的で内容品と併せて飾られる要素がある玩具，玩具菓子，包装や内容品のデザインが特徴となっている観光土産その他の菓子 など</p>